



令和7年度地域安心ネットワーク連絡会議



令和7年11月10日に協力事業者、庁内関係課の27名の皆様にお集まりいただき、事業実績や見守りの事例についてお話をさせていただきました。



会議内容

・釧路市地域安心ネットワーク事業の実績について

社会援護課より、見守り協力事業者から連絡を受けた見守り事例の報告を行いました。令和6年度は、皆さまのご協力により21件もの通報が安否確認に繋がりました。なお、21件全員が65歳以上の高齢者でした。

・見守り事例紹介

協力事業者である有限会社 丹葉新聞店 課長 兼 武佐店店長 橋野木 秀光様より、道新を購読している方への安心サポートサービスについてお話をいただきました。これは、新聞配達業務を活用し、登録されている方の家の新聞が抜かれていな場合に、新聞店から本人への連絡や自宅訪問、緊急連絡先の方への連絡を行うものです。現在14世帯の方に加入いただいており、随時募集しているとのことです。



有限会社 丹葉新聞店 課長 兼 武佐店店長 橋野木 秀光 様

・講演「異変を感じた時の緊急時対応」

釧路市消防本部予防課より、異変を感じた時の行動や119番通報のポイントなどをお話をいただきました。火や煙などの危険を感じたら、まずは自身の安全を最優先に考え、安全な場所に避難することが重要です。その上で、例えば人が倒れていて、呼びかけていても反応がない、呼吸をしていない場合にはすぐに119番通報をしてほしいとのお話をいただきました。



釧路市消防本部予防課予防広報係 専門員 高野 哲平

どんな「異変」で連絡すればよいのか…？

「新聞・郵便物が2、3日溜まっている」「屋なのにカーテンが閉まったままである」など、基本的に“何かがおかしい”と思った際は、どんな些細なことでも市に通報いただくようお願いいたします。既に死亡していたケースや入院中などの不在、救急搬送が必要な場合など、様々なケースが考えられます。

なお、家の中で倒れていて、窓から倒れている姿が確認できる場合は、まずは人命優先で救急・警察への通報をお願いいたします。

これから冬に向かう時期は例年通報が増加する傾向にあります。釧路市地域安心ネットワークについては土日祝日についても当番職員がおりますので“何かがおかしい”と感じた際は、速やかに通報いただけるようご協力よろしくお願ひいたします。

その他、この事業の関係でご不明なことや通報についてのお悩み事がございましたら、市役所社会援護課（0154-31-4536）へご連絡ください。



アンケートでいただきましたご意見は、今後の地域安心ネットワークの推進に役立てていきたいと思います。今後も本事業における地域見守り活動の状況報告を行ってまいりますので、協力事業者の皆様におかれましては、引き続き本事業へのご協力をよろしくお願ひいたします。

